

(別 添)

東通原子力発電所1・2号機新設に係る環境影響評価書について

- ・ 環境影響評価準備書に対する経済産業大臣勧告は6項目、県知事意見は15項目。
- ・ これらの意見をすべて検討し、評価書に反映した。
- ・ 評価書での主な対応状況は、以下のとおり。

重要な動植物の生息・生育地となっている湿原への影響及び樹木伐採面積を可能な限り低減するため、工事用仮設ヤード面積の縮小、進入路計画の変更、その他施設エリア面積の縮小等の追加検討を行い、その結果、土地造成面積を準備書の約104万㎡から約22万㎡(約21%)縮小して約82万㎡とした。(経済産業大臣勧告、青森県知事意見)

ビオトープネットワークの整備については、整備計画と事後調査計画を詳細に記載した。また、整備の実施に当たっては、専門家の指導、助言を得て、現地の状況に応じて順応的な整備を行うこととした。(経済産業大臣勧告、青森県知事意見)

資材等の搬出入における車両交通による二酸化窒素、騒音、振動の影響について、準備書では予測対象時期を工事全体のピーク時としていたが、各予測地点における最大交通量等により、予測地点毎に予測・評価を行った。(青森県知事意見)

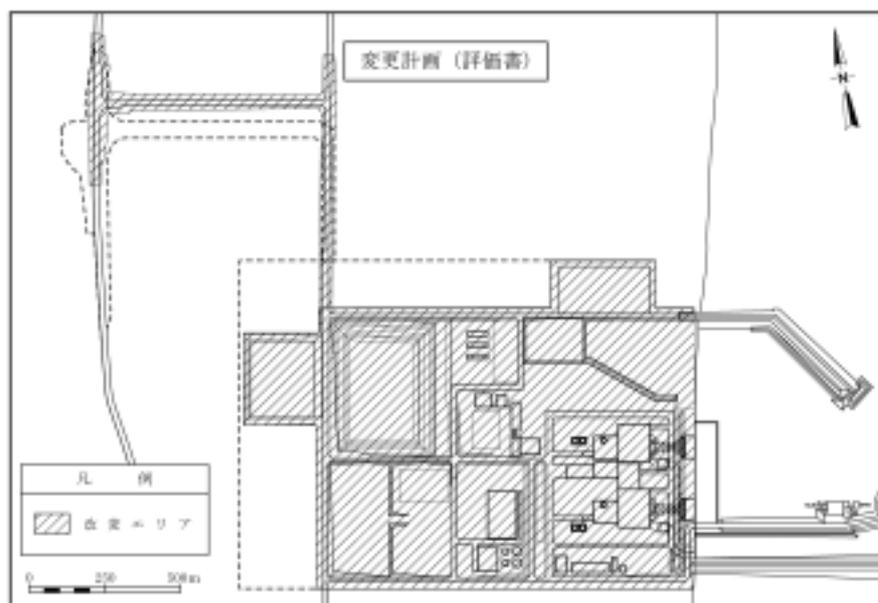
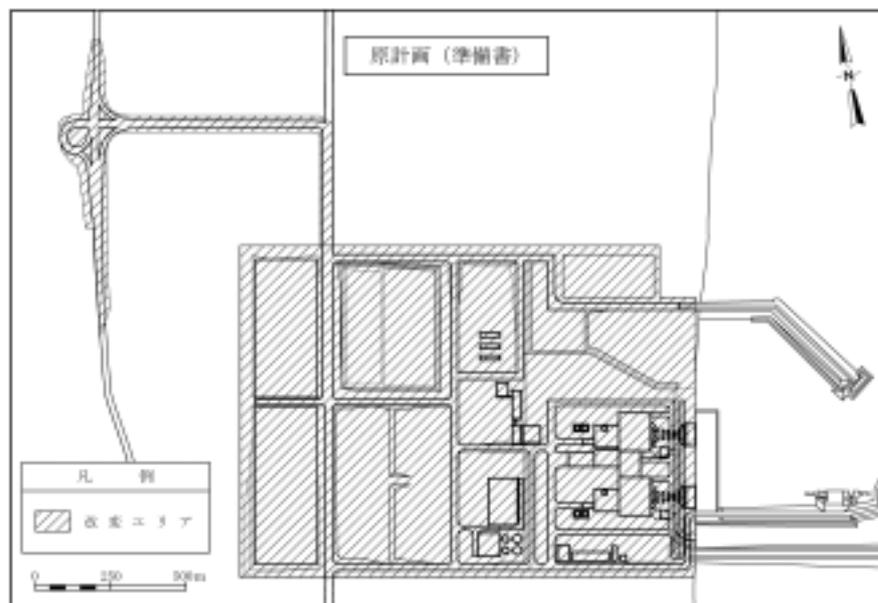
工事中において新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取し、現地調査を実施した上で適切な環境保全対策を講じることとした。また、工事中及び供用後において環境に及ぼす新たな事実が判明した場合には、速やかに関係機関に報告するとともに、適宜協議を行い、適切な措置を講じることとし、特に自然環境への影響が確認された場合は、専門家の指導、助言を得て、必要な対策を講じることとした。(経済産業大臣勧告、青森県知事意見)

事後調査の結果に加え、環境監視の結果についても、重要な種の乱獲防止に配慮して公表することとし、県及び関係市町村に報告するとともに、当社事業所において閲覧できるようにした。(青森県知事意見)

土地造成面積の縮小について

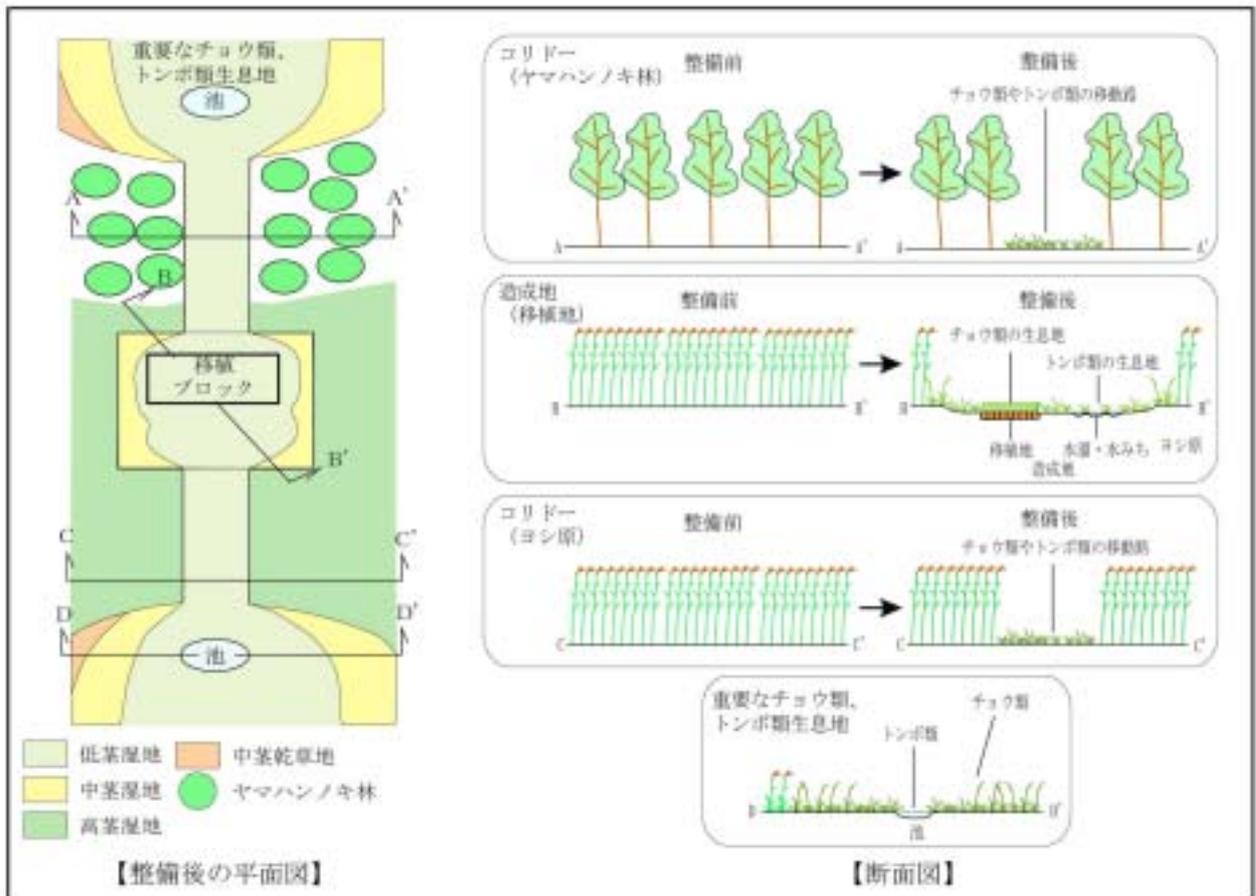
重要な動植物の生息・生育地となっている湿原への影響及び樹木伐採面積を可能な限り低減するため、工事中仮設ヤード面積の縮小、進入路計画の変更、その他施設エリア面積の縮小等の追加検討を行い、その結果、土地造成面積を準備書の約 104 万 m^2 から約 22 万 m^2 （約 21%）縮小して約 82 万 m^2 とした。

変更エリアの変更



注：「-----」は原計画の変更エリアを示す。

ビオトープコリドールの整備イメージ



注: ビオトープコリドールとは、生物群集の生息空間であるビオトープ間を結ぶ回廊を言います。

ビオトープネットワーク整備後の重要な種群の生息・生育状況についての事後調査計画

(1) 調査の内容

ビオトープコリドール、泥炭ブロックの移植地、池と連続した低・中茎湿地において、重要なトンボ類(カラカネイトトンボ、ミヤマアカネ等)、チョウ類(ゴマシジミ、ヒョウモンチョウ等)、植物(ミズゴケ類、オオニガナ等)を確認することによってビオトープネットワークの効果を確認する。

(2) 調査方法

目視、一般採集等

(3) 調査範囲

ビオトープコリドール整備地全域

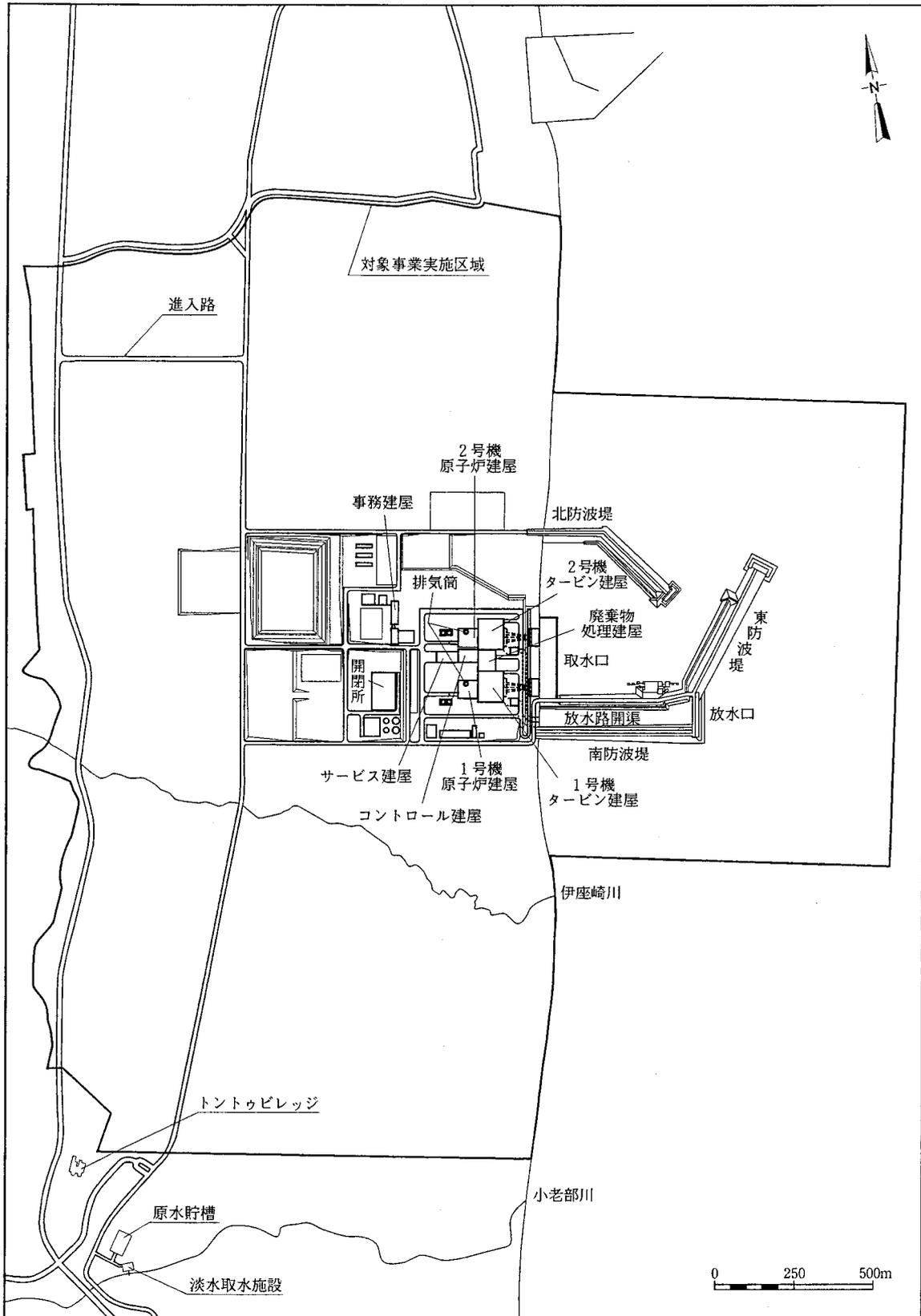
(4) 調査時期、調査期間

春～夏季(2～4回程度/年)、整備後10年程度までの複数年

発電所完成予想図



発電所全体配置計画



注：淡水取水施設及び原水貯槽は、東北電力(株)東通原子力発電所との共有施設です。

東通原子力発電所1・2号機環境影響評価のこれまでのスケジュール

- 平成12年8月21日 環境影響評価方法書届出
青森県、東通村など関係自治体へ送付
- 8月22日 公告、縦覧開始（～9月21日迄）
- 13年2月15日 経済産業大臣勧告受領（青森県知事意見を含む）
- 4月1日 環境現況調査開始（約1年間）
- 14年8月8日 環境影響評価準備書届出
青森県、東通村など関係自治体へ送付
- 8月9日 公告、縦覧開始（～9月9日迄）
- 8月25日 説明会
- 15年4月25日 経済産業大臣勧告受領（青森県知事意見を含む）
- 7月30日 環境影響評価書届出